

大学入学者選抜における総合的な英語力評価を推進するためのワーキンググループ
運営要領

令和3年12月7日

大学入学者選抜における総合的な英語力評価
を推進するためのワーキンググループ決定

大学入学者選抜における総合的な英語力評価を推進するためのワーキンググループ（以下「WG」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによる。

1. WGは、大学入学者選抜における英語資格・検定試験の活用に当たって必要な事項等を協議するものであり、大学入学者選抜及び英語資格・検定試験（以下「大学入学者選抜等」という。）に係る非公開の情報をもとに協議を行う必要があることから、非公開で行うことを基本とする。ただし、大学入学者選抜等に係る非公開の情報をもとにした協議を行わない場合その他協議に支障を生じることがないと主査が認める場合は、公開で行うことができるものとする。
2. 主査は、専ら特定の団体間で協議を行うことが適当であると認める事項があるときは、あらかじめ協議内容を示したうえで、該当する団体のみの出席によりWGを開催することができる。
3. 主査は、WGにおいて配付した資料を公開するものとする。ただし、主査は、資料に大学入学者選抜等に係る非公開の情報が含まれると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
4. 主査は、WGの議事録を作成し、これを公開するものとする。ただし、主査は、議事録に大学入学者選抜等に係る非公開の情報が含まれると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
5. この運営要領に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、WGで決定する。